

桂川町告示第95号

令和7年第2回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年5月21日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和7年6月5日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

○6月12日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第2回（定例）桂川町議会 会議録（第1日）

令和7年6月5日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和7年6月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
- （1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
- （1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
- （1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第2号 桂川町監査委員の選任
- 日程第7 同意第3号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第8 承認第3号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 承認第4号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 承認第5号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）
- 日程第11 承認第6号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）
- 日程第12 承認第7号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第13 承認第8号 令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第14 承認第9号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第15 承認第10号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）
- 日程第16 議案第21号 桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第22号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第23号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第24号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第25号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 報告第1号 令和6年度桂川町一般会計継続費繰越計算書

日程第22 報告第2号 令和6年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書

本日の会議に付した事件

日程第1 署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 総務経済建設委員長報告

(1) 道路管理について

日程第4 文教厚生委員長報告

(1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について

日程第5 議会広報委員長報告

(1) 議会広報の編集及び発行について

日程第6 同意第2号 桂川町監査委員の選任

日程第7 同意第3号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任

日程第8 承認第3号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定

日程第9 承認第4号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

日程第10 承認第5号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）

日程第11 承認第6号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）

日程第12 承認第7号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）

日程第13 承認第8号 令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）

日程第14 承認第9号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）

日程第15 承認第10号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）

日程第16 議案第21号 桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定

日程第17 議案第22号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定

日程第18 議案第23号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第24号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第25号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第21 報告第1号 令和6年度桂川町一般会計継続費繰越計算書

日程第22 報告第2号 令和6年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書

出席議員（10名）

1 番 林 英明君	2 番 下川 康弘君
3 番 柴田 正彦君	4 番 杉村 明彦君
5 番 大塚 和佳君	6 番 吉川紀代子君
7 番 北原 裕丈君	8 番 竹本 慶吉君
9 番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	藤木 秀臣君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和7年第2回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、大塚和佳議員、6番、吉川紀代子議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの9日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月13日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

新緑が美しい季節になり、田植えも順調に進んでいるようです。

最近の全国的な事象として、国民の主食である米の価格高騰が顕著になり、国の備蓄米の放出方法に随意契約が導入され、価格を下げる対策が進められています。消費者の食糧価格安定を図ることはもちろんですが、同時に、生産者の生産意欲をそぐことがないよう価格設定することが求められています。今後の政府の対応と農家の作付けに関心が高まっているところであります。

一方、アメリカのトランプ大統領の仲介によるロシアとウクライナ、イスラエルとハマスの停戦交渉、平和協定に期待が集まりましたが、先行き不透明な状況が続いています。一刻も早い停戦協定の締結と安定した国際社会の構築が待ち望まれているところでございます。

さて、本日は、令和7年第2回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案します議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、福岡嘉穂農業協同組合から、地域社会貢献事業の一環として、防犯カメラ1台を寄贈していただきましたので、桂川駅南側乗降口付近に設置し、5月26日に「Keisenまちプラザ」において贈呈式を行いました。農業協同組合からは、令和2年にも役場横交差点に防犯カメラを寄贈していただいております。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

寄贈いただいた防犯カメラは、安全・安心まちづくり推進の一環として、桂川駅の利用者並びに地域住民の皆さんの暮らしを守るために活用させていただきます。

次に、本町の地域公共交通計画の基本方針であります「より積極的な公共交通利用の促進～もっと利用し、みんなで支える！～」の取り組みの一環として、「桂川町公共交通時刻表」を作成

し、全戸配布をしているところです。これは、福祉バスや買物・通院バスはもとより、ＪＲ、西鉄バスなど、桂川町内を運行している全ての公共交通の時刻表を一冊に網羅したものです。

本町の課題として、公共交通の利用度が相対的に低い状況にあります。このため、「マイカーに頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へ変えていく、いわゆる「モビリティ・マネジメントの推進」を図ってまいります。

次に、町誌編さんについては、昨年度に実施した所管課別ヒアリングで得た資料の分析や追加調査等を行いつつ、下書き原稿と言われる「草稿」を分野別に起筆する段階に入っており、順次、各所管課において内容確認や加筆修正を行っているところです。

「桂川町誌」は、町の歴史の移り変わりと、そこで暮らしてきた人々の息づかいが感じられるよう、地域の話題についても検討を加えていきたいと考えています。令和１０年度完成に向けて着実に進捗していますので、今後とも御理解・御協力をお願いします。

次に、戸籍法の改正に伴い、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。このため、振り仮名確認が必要になりますので、本籍地から戸籍に記載する振り仮名について内容確認の通知を行い、異なる場合には、訂正の届出書の提出をお願いするものです。

本町では、７月頃から振り仮名確認のための通知を行う予定です。

なお、来年５月２５日までに訂正の届出がなかった場合は、通知書に記載している振り仮名が戸籍に記載されることになります。

次に、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が改正されたことにより、桂川町税条例の一部を改正する条例及び桂川町国民健康保険税条例の改正について専決処分を行いました。

令和７年度地方税制改正における主な改正は、個人住民税における給与所得控除や大学生年代の子等に関する特別控除の創設等や、二輪車の車両区分、地方たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直しなどです。

次に、桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第１号）では、令和６年度に１１名の債権の整理（不納欠損）を行い、その内４名分については県の償還推進助成事業の適用を受けました。

不納欠損の理由は、時効の援用によるもの３名、無資力またはこれに近い状態にあり、資力の回復が困難、履行の見込みがないと認められるものが４名、債務者が死亡し、相続人全員が相続放棄をした場合において、相続財産が存在しないもの１名、死亡、失踪、行方不明、その他これに準ずる事情があり、かつ徴収の見込みがないもの３名です。

今後とも、債権の整理及び回収に努めてまいりたいと考えています。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合では、一般廃棄物処理施設建設に向けた取り組みが進め

られていますが、3月議会以降報告する事項はありません。本施設は2市1町の一般廃棄物処理の根幹に関わる課題であり、今後とも構成市町、施設組合、関係者と協議を行ってまいります。

また、ごみの分別方法等については、2市1町と県央施設組合において検討・協議を行っているところです。

次に、大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設の建設については、大きな変化はありません。今後とも、県や飯塚市と連携し、適切に対応してまいります。

次に、プレミアム付き商品券については、依然として続いている物価高騰の影響を受けられている住民の皆様の家計支援を図るとともに、地元商工業の振興・発展を図り、地域経済の活性化を目的に実施することとしています。昨年度同様、発行冊数を1万冊、プレミアム率は30%としていますが、電子券の販売割合を40%から50%に、中小事業向け限定券の金額を1,000円から2,000円に変更いたしました。

なお、申込受付は6月3日から開始されており、申込みの締切りは6月27日までで、使用期間は7月22日から12月31日までとなっています。

次に、県営事業で取り組んでいる桂川中学校横の「七浦ため池」の改修工事については、令和7年度事業で七浦ため池から桂川中学校敷地の地下を通り、役場の公用車駐車場へつながる底樋の改良工事を実施する計画です。現在、工事発注のための準備が進められ、具体的な工事の開始時期は9月下旬の予定と聞いています。

また、公用車駐車場の敷地に大型重機を設置することから、事前に駐車場のいわゆる「屋根付きカーポート」の撤去が必要となります。また、工事中は、現在の駐車場の出入口が使用できなくなるため、花壇の一部を撤去し、臨時の出入口を設ける計画です。

次に、こども基本法に基づき子どもの権利を尊重し、すべての子どもが幸せに成長できる社会を目指す「桂川町こども計画」を策定しました。計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間です。

策定に際しましては、「桂川町子ども・子育て会議」委員並びに関係機関等の御協力をいただき、ありがとうございました。

本計画に基づき、子ども・子育て支援事業、子どもの貧困対策、若者育成支援等、子ども・若者の支援施策を包括的、一体的に取り組んでまいります。

次に、桂川幼稚園と土師保育所を統合し、幼保連携型「認定こども園」の創設及び新園舎建設計画については、桂川町役場南側に隣接する用地を候補地として、現在、予備設計及び開発申請に伴う測量・調査・造成設計を実施しているところです。

現時点においては、測量・調査・計画について報告できる状況にありませんが、引き続き、鋭意努力してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、桂川町奨学金制度については、5月1日から受付けを開始しています。この制度は、本年度から大学等に入学された方や高等専門学校第4学年に進級された方を対象に就学支援を給付型で行うもので、学業成績や家計の状況など条件が整えば申し込みできます。申込窓口は学校教育課で、申込期間は7月31日までとなっています。

次に、本町の中学生海外派遣事業については、5月26日に派遣生徒8名と保護者の皆様を対象に説明会を行いました。この事業は、異国の歴史や文化などに触れることで、新たな自己発見と国際社会の中で活躍できる人材育成を目的としています。派遣先はフィリピンで、桂川中学校と交流に関する基本合意書を締結しているマニラ・セントラル・ユニバーシティ校との交流等も計画しています。派遣期間は、8月18日から23日までの6日間を予定しています。

次に、王塚装飾古墳館で発生した火災について御報告します。

4月15日（火曜日）深夜、古墳館の事務室から出火し、2時間ほどで鎮火しました。消防と警察の現場検証では、侵入者の形跡や油などの反応はなく、床面付近が火元と思われるとのことでした。事務所内は全焼しましたが、幸いにも人的、文化財的損害はありませんでした。

町民の皆様並びに関係各位には大変な御迷惑、御心配をおかけし申し訳ございません。現在、施設の復旧に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

なお、急なことで恐縮ですが、焼損物の撤去や清掃等に関する補正予算を追加して計上したいと考えていますので、よろしくお願いします。

次に、予算については、専決処分による令和6年度補正予算の承認6件と、令和7年度補正予算3件を提案しています。

まず、令和7年3月26日に専決処分しました承認第5号令和6年度一般会計補正予算（専決第7号）は、補正額1,635万6,000円を追加し、予算の総額を74億2,493万3,000円と定めたものです。ふるさと応援寄附金の受入目標額を2億4,000万円に上方修正するとともに、王塚装飾古墳館のホール空調設備の機器更新に係る予算を計上しています。

次に、令和7年3月31日に専決処分しました承認第6号から承認第10号の補正予算については、各会計の決算を見込んだ予算の整理が主なものです。このうち、承認第6号令和6年度一般会計補正予算（専決第8号）は、補正額1億5,446万4,000円を減額し、予算の総額を72億7,046万9,000円と定めたものです。

予算整理を行った結果、本補正において歳入が歳出を上回りましたので、歳入余剰分について、基金の積立金及び繰入金にて調整しています。

具体的には、歳出側で財政調整基金に3,000万円、公共事業整備基金に2,286万6,000円を積み立て、歳入で財政調整基金繰入金を1億4,000万円、公共事業整備基金繰入金を5,846万円減額するものです。このことにより、これまでの予算措置分も含めた主な

基金の令和6年度末現在高は、財政調整基金が8億2,280万円、減債基金が6億400万円、公共事業整備基金が2億9,740万円、教育・保育施設整備基金が4億8,590万円、また国民健康保険給付費等支払準備基金は1億7,320万円となるものです。

次に、議案第23号令和7年度一般会計補正予算（第1号）は補正額1億4,921万4,000円を追加し、予算の総額を72億3,179万4,000円に定めようとするものです。

補正の主な内容は、歳入予算では、15款国庫支出金において、国の低所得者給付・定額減税一体支援事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加計上しています。

17款財産収入では、当初予算に旭ヶ丘団地最後の1区画分の売払収入を計上していましたが、去る3月21日に分譲契約、その後入金も完了しましたので、当該予算を皆減しています。

一方、歳出予算では、3款民生費において、国の低所得者給付と定額減税の一体支援事業として、令和6年度中に定額減税ができなかった方に対する定額減税不足額給付事業費を追加計上しています。

4款衛生費では、秋頃開始予定のコロナワクチン接種委託料、10款教育費では、桂川東小学校の照明機器等LED更新事業費を追加計上しています。

以上が、令和7年度一般会計補正（第1号）の主な内容です。

なお、去る5月31日の出納整理期間を終えた段階で、令和6年度一般会計の繰越額として、3億9,968万8,000円を見ています。この繰越金については、令和7年度に繰り越した事業に充当する繰り越し財源5,488万円と、令和7年度当初予算計上額6,000万円との差額2億8,480万8,000円を次の補正予算において追加計上しますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日御提案します議案は、桂川町監査委員並びに桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意案件が2件、専決処分の承認が8件、条例の一部改正に関するものが2件、令和7年度補正予算が3件、報告が2件の計17件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等については、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3．総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました、道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

3月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催したところです。

本年度においては、昨年度に引き続き土居瀬戸線道路改良工事について、85m区間の整備が計画されております。このうち、5月下旬には40m区間の工事が発注済みであります。

このほか、今年度の工事予定としては、舗装の打替えなど13か所の工事が計画されております。舗装の打替えにおいては、経済性を考慮し、路面にくぼみが多い箇所だけを部分的に改修するなどの工夫がなされております。

また、側溝の蓋の変形による騒音等を解消する工事についても実施する予定です。

また、委員会では現地調査を行い、このほかにも優先度の高い箇所を指摘し、改修を求めているものです。

したがって、引き続き、閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 3月定例会後、4回の委員会を開催しました。

5月2日、きのみの森こども園に行きました。太陽光が入り、明るいこども園でした。テーブルや台の角を丸くしてあったりと、安全面も十分に配慮されていました。町立こども園を建設するとき参考になると思われます。

園長さんは、「桂川町にはよくしていただいています」と言われていました。「課題としては

保育士、それも若い保育士の採用が厳しい」と言われていました。さらなる手だてが必要と思われます。

5月16日、桂川東小に行きました。中庭では子どもたちが楽しそうに遊んでいました。廊下も広く開放感があります。しかし、建設して38年がたちます。雨漏りの影響で壁が汚れています。修繕はしてあってあるのですが、老朽化に追いつかない状況です。

奨学金制度については、開始初年度になります。様子を見ながら調査研究を進めていきます。

つきましては、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究の閉会中継続審査をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました、議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

3月定例会後、3回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集・発行について協議を行い、本年5月7日に桂川議会だより第50号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き、桂川議会だより第51号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

6月6日、9日、11日の3日間で審議をしていただき、6月13日の本会議で採決を行います。

○議長（林 英明君） 同意第２号桂川町監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件は、桂川町監査委員を選任することについて、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、本町の監査委員として務めていただいております武井秀樹氏の任期が、令和7年6月22日をもって満了となりますので、その後任について提案するものでございます。

後任の提案に先立ちまして、今回退任されます武井監査委員には、平成25年6月から3期12年にわたり、桂川町の代表監査委員として御尽力をいただき、誠にありがとうございました。武井氏は、自らの経験と優れた識見をもって監査業務に当たられ、本町の財政の安定化と職員の意識改革に大きな功績を残されました。この場をお借りして、心から厚く感謝申し上げます。

その後任として御提案しておりますのは、住所は桂川町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、行政区で申せば〇〇〇になります。氏名は稲岡良平氏、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇生まれの〇〇歳でございます。経歴等につきましては、次のページに資料として添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

– 12 –

開設されています。

議員各位の御理解を頂き、御同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をしたりすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。今回選任されようとしている稲岡氏の事務所所在地並びに所属している税理士会はありますか。あったら教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） あまり個人的な情報につきましては、できるだけ割愛するようにということであります。

○議長（林 英明君） 吉川議員、よろしいですか。

どう言ったらいいかな。（発言する者あり）

横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） すいません。事務所については、福岡市のほうに事務所を設けられておりまして、税理士会は福岡のほうの税理士会のほうに所属をしてあります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号桂川町監査委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 英明君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、9番、原中政廣議員、10番、青柳久善議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし、反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 英明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（林 英明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、記載台で記入の上、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

2 番 下川 康弘議員	3 番 柴田 正彦議員
4 番 杉村 明彦議員	5 番 大塚 和佳議員
6 番 吉川紀代子議員	7 番 北原 裕丈議員
8 番 竹本 慶吉議員	9 番 原中 政廣議員
10 番 青柳 久善議員	

○議長（林 英明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。原中政廣議員、青柳久善議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（林 英明君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成8票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第2号桂川町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（林 英明君） ただいま、桂川町監査委員として、選任同意を受けられました稲岡良平

さんより、御挨拶をお受けしたいと思います。

○監査委員（稲岡 良平君） 皆様、初めまして。稲岡良平と申します。ただいまの監査委員の選任同意、大変重く受けておりますと同時に、大変に身の引き締まる思いでございます。使命感と責任感を持って職務遂行に誠心誠意努めてまいります。

これから任期４年間、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

日程第７．同意第３号

○議長（林 英明君） 同意第３号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

暫時休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

○町長（井上 利一君） 同意第３号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員の川波和富氏は、本年７月２１日をもって任期満了を迎えられますので、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

川波氏の住所は、桂川町〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇生まれの〇〇歳でございます。川波氏の経歴等については、別紙に参考資料として添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。

川波氏は、心身ともに健康であり、本町の固定資産評価審査委員会委員としてその職務を全うしていただけるものと確信しています。

御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第３号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第３号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第８．承認第３号

○議長（林 英明君） 承認第３号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 承認第３号について御説明申し上げます。

議案書の７ページをお願いします。

本承認は、桂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。

改正の理由としまして、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和７年総務省令３０号）が令和７年３月３１日に公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、桂川町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては８ページから１３ページまで、新旧対照表を１４ページから２５ページに掲載しています。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げます。

今年度の税制改正の主な内容につきましては、個人住民税における給与所得控除の見直しや、大学生年代の子等に関する特別控除の創設のほか、二輪車の車両区分見直し、地方たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直しなどです。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対応として、個人住民税は地域社会の会費的な性格を踏まえて、所得税の諸控除の見直し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設として、特定親族特別控除が設けられることにより、一定の所得を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みが創設され、令和７年度分の個人

住民税から適用されることになります。

二輪車の車両区分の見直しについては、現行の50cc原付バイクについて、令和7年11月からの排気ガス規制に適用するために、二輪車のもので、総排気量125cc以下かつ最高出力が4kW以下のもの、新基準原付に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円として新たに設定されました。

その他、改正につきましては、法律改正に合わせての改正としまして、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴うものなどです。

以上、主な改正の内容でございます。

その他、関係法令の改正に伴い、本条例の条文の整備を行っております。

附則としまして、施行期日でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。ただし、改正の規定の内容によりまして、別に期日を定めております。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。最後におっしゃいました施行期日というところで、この書いてあることは第1条云々と書いてありますけど、この内容が私分らないんですよ。どういうことを、これは令和7年4月1日から施行するわけですね。

ただし、その各号における規定は、当該各号に定める日から施行すると書いてあるけど、これ意味が分からない。何をどうするのか分からない。

だから、1、2、3書いてございますね。その説明をちょっと分かりやすくしてください。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 今回条例の改正におきまして、国の準則に合わせて改正をさせていただいております。中に施行日が未来日の部分があるかと思しますので、それについてはその項目に合わせて施行日をしています。

施行日の個別の条文の案文の中に、その条例が施行する日にちを記載しているということで、ちょっと分かりませんか、すいません。何と言ったらいいのかな、ちょっと。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時02分再開

○議長（林 英明君） では、再開します。

古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 申し訳ありませんでした。先ほどの施行期日につきまして、1、特定扶養に関するものなんですけど、これが令和8年1月1日から施行になります。

2番目のたばこ税に関するもの、これ附則の第16条の2の文になりますけど、これが令和8年4月1日より施行という形になります。

その他については、令和7年4月1日施行というような条文になっています。

また詳しくは委員会の中で、この条文の内容については御説明させていただきますし、また資料等も後日添付させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） よろしいですか。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今日いろいろ出ていますけども、非常に分かりにくいんですね。

その中で、特に今聞いた範囲内では、まずたばこに関するものと、それから軽自動車に関するもの、それから原付に関するような発言が古野課長のほうからありました。

その一番私たちは端的に分かりたいのは、住民の皆さんこの分野においては得する、得というとおかしいんですが、安くなるんですよ。この分野に関しては、申し訳ないけどちょっと高くなりますよというような、端的な質問をこういうところではしていただいたほうが分かりやすいんですね。

抽象的にいけば、委員会の中では具体的にあるかも分かりません。だから、今、私、質問していますけど、それ総務委員会に付託するんでしょ。その中です。私が言っている住民にとって楽になる部分、それ若干苦しくなる部分、そうした部分をきちんと大きな項目で住民に関わる分でございますので、きちっと整理した案件を総務経済の委員長報告の中に入れてもらうなり、その資料を頂ければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ほかに質疑は、古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 今、原中議員が言われましたように、今回の税制改正におきましては、所得控除の見直しということで、住民の皆さんの所得の控除額が増えるということで、税負担が少しは軽くなるのではないかと。

また、中には大学生世代の子育てしてある方についての負担を、少しでも引き下げるように考えて、国が今回の制度設計をしていると思います。

また、軽自動車のバイクの件なんですけど、これも排気ガス規制があって、今の50ccバイクをそのままの出力がメーカーが造れないというようなことになっていましたんで、今度見直して排気量125ccであっても、50ccの今、原付バイクの資格で運転ができるというもので、新しい基準を設定しているということになります。

あとたばこ税につきましても、本町は大体1億3,500万ぐらいのたばこ税の収入がありま

す。今回、加熱式たばこが税額の見直しをされることによって、多少増えてくるのかもしれませんが。

ただ、これは各店舗の販売個数によって変わってきますので、どれだけたばこが売れたかによって収入も変わってきます。そういうこともありますので、今回の改正についてはそういう内容でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9 番 原中 政廣君） よく分かります。総論的なものじゃないで、個別的にできるだけ私たちが分かるように、例えばたばこに関しては、住民の方は損得ないんですよとかいう形のものを、委員会の中できちんと整理して、それでその情報を頂きたいということで、総論的なこともう正直言って分かりにくいんですね。だから、個別に例えば今言われた中身がほかにもあるだろうと思うんですよ。そういう部分を出していただきたいということでお願いしております。

○議長（林 英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第 3 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 9. 承認第 4 号

○議長（林 英明君） 承認第 4 号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 承認第 4 号について御説明申し上げます。

議案書の 26 ページをお願いします。

本承認は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）が公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法 179 条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容につきましては 27 ページ、新旧対照表を 28 ページから 30 ページに記載しています。

改正の内容につきまして御説明申し上げます。

1 点目は、国民健康保険税の賦課限度額の見直しによるものです。今回の改正においては、負

担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減にも図る観点から、基礎課税額に係る課税限度額について、現行の課税額を24万円から26万円に引き上げ、これと介護納付金課税額に係る課税限度額17万円と合わせて、109万円とすることとしています。

次に、今回経済動向を踏まえて、5割軽減・2割軽減基準の軽減判定所得についても見直しが行われています。具体的には、5割軽減の対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を、現行の29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を、現行の54万5,000円から56万円に、それぞれ引き上げるものです。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第4号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第10. 承認第5号

○議長（林 英明君） 承認第5号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）の専決処分承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書31ページ、承認第5号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月26日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①令和6年度一般会計3月専決予算書（第7号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,635万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,493万3,000円に定めたものでございます。

5 ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。

本補正予算にて新規計上の10款7項社会教育費、王塚装飾古墳館空調設備更新事業1,105万6,000円につきまして、次年度に執行するべく繰越明許費に追加するものでございます。

次に、8ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

11款地方交付税は635万6,000円の追加、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

9ページ、18款寄附金は1,000万円の追加、ふるさと応援寄附金の令和6年度受入目標額を2億4,000万円に上方修正するものでございます。

続きまして、10ページから歳出でございます。

2款1項6目企画費530万円の追加は手数料、ふるさと応援寄附金の受入に係るクレジット決済手数料と、ふるさと応援寄附業務委託料、受付サイトの利用や返礼品の調達・出荷に係る経費の追加計上でございます。

11ページ、10款7項6目王塚装飾古墳館費1,105万6,000円の追加は、ホール空調設備更新工事、老朽化による機器更新費の追加計上でございます。

以上、簡略の説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。10ページ、歳出の部で委託料として510万2,000円が計上されております。この詳細を教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 先ほど説明したんですけれども、ふるさと応援寄附金のほうはインターネット等で受付しておりますので、その受付サイトの利用料ですね。そういったものですとか、返礼品の調達、出荷等に係る経費を計上しております。

○議長（林 英明君） 吉川議員、大丈夫ですか。はい、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） よく聞き取れなかったもので、後でまた課長のところに聞きに行きます。

○議長（林 英明君） はい。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第5号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会

の各常任委員会に付託いたします。

日程第 1 1. 承認第 6 号

○議長（林 英明君） 承認第 6 号令和 6 年度桂川町一般会計補正予算（専決第 8 号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 3 2 ページ、承認第 6 号令和 6 年度桂川町一般会計補正予算（専決第 8 号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございましたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 3 1 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

なお、本補正予算は決算見込みによる予算調整を目的に編成しております。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル②令和 6 年度一般会計 3 月専決予算書（第 8 号）にて御説明いたします。

予算書の 2 ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 5, 4 4 6 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 2 億 7, 0 4 6 万 9, 0 0 0 円に定めたものでございます。

7 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費補正でございます。

3 款 1 項社会福祉費の低所得世帯給付・不足額給付一体支援事業 8 6 6 万 7, 0 0 0 円につきまして、年度内に給付が完了しなかったため、繰越明許費に追加するものでございます。

次に 8 ページ、第 3 表地方債補正では、一般補助施設整備等事業債ほか 5 事業債の限度額を、令和 6 年度起債見込額にて減額変更しております。

次に、1 2 ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

1 款 1 項町民税 1, 1 8 9 万 9, 0 0 0 円の追加、次の 1 3 ページ、2 項固定資産税 4 0 3 万 7, 0 0 0 円の追加、次の 1 4 ページ、3 項軽自動車税 6 万 6, 0 0 0 円の減額は、決算見込みによるものでございます。

次の 1 5 ページ、4 項町たばこ税 4 6 0 万 9, 0 0 0 円の減額、1 6 ページ、2 款 1 項自動車重量譲与税 2 2 1 万円の減額、次の 1 7 ページ、2 項地方揮発油譲与税 1 万 5, 0 0 0 円の減額、次の 1 8 ページ、3 項森林環境譲与税 6 万円の減額、1 9 ページ、3 款利子割交付金 3 2 万 9, 0 0 0 円の減額、2 0 ページ、4 款配当割交付金 3 2 2 万 6, 0 0 0 円の追加、2 1 ページ、5 款株式等譲渡所得割交付金 5 4 7 万 7, 0 0 0 円の追加、2 2 ページ、6 款法人事業税交付金

298万3,000円の追加、23ページ、7款地方消費税交付金1,806万円の追加、24ページ、8款ゴルフ場利用税交付金94万9,000円の追加、25ページ、9款環境性能割交付金137万4,000円の追加は、いずれも決定によるものでございます。

次に26ページ、11款地方交付税は、1億6,079万6,000円の追加、うち、普通交付税につきましては財源調整により、特別交付税につきましては決定により、それぞれ追加計上しております。

次に27ページ、14款1項使用料242万円の追加、次の28ページ、2項手数料3万円の減額は、各種使用料、手数料の決算見込みによるものでございます。

次に29ページ、15款1項国庫負担金1,849万4,000円の減額、次の30ページ、2項国庫補助金3,933万7,000円の減額、31ページ、16款1項県負担金1,616万9,000円の減額、次の32ページ、2項県補助金2,808万6,000円の減額、次の33ページ、3項県委託金309万円の減額につきましては、説明欄に記載の各種負担金・補助金等の決定及び決定見込みによるものでございます。

次に34ページ、17款2項財産売払収入590万1,000円の追加は、遊休地など町有地売払収入の計上でございます。

次に35ページ、19款1項基金繰入金1億9,734万1,000円の減額は、今回の補正で歳入が歳出を上回ったことによる財源調整でございます。

次の36ページ、2項特別会計繰入金2,286万6,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の追加計上によるものでございます。

次に37ページ、21款1項延滞金、加算金及び過料82万4,000円の追加は、町税延滞金の決算見込みによるもの、次の38ページ、4項雑入2,343万8,000円の減額は、説明欄に記載の各収入の決定及び決定見込みによるものでございます。

39ページ、22款町債6,200万円の減額は、各事業債の本年度起債見込みによるものでございます。

続きまして、41ページから歳出について御説明いたします。なお、歳入予算の補正に伴う財源組替につきましては、御説明を割愛させていただきますので、御承知おきます。

1款1項議会費115万1,000円の減額は、1目議会費の特別旅費、常任委員会調査研修旅費等の決算見込みによるものでございます。

次に42ページ、2款1項総務管理費2,615万7,000円追加の主なものは、3目財産管理費の公共事業整備基金積立金2,286万6,000円の追加計上、こちらは、歳入で申しました住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金を全額積み立てるもの及び財政調整基金積立金3,000万円の追加計上、こちらは今回の補正における歳入余剰見込額を積み立てるもの、こ

これらの増加要因が9目の電算管理費の新総合行政システム移行業務委託料1,518万円の減額計上、こちらは、行政システムの標準化対応の進捗調整に伴うものですが、この減少要因を上回ったことによるものでございます。

45ページ、3項戸籍住民基本台帳費54万7,000円の減額は、メンテナンス回数の減に伴う住基ネットメンテナンス対応業務委託料の減額計上によるもの、次の46ページ、4項選挙費96万8,000円の減額は、4目衆議院議員総選挙費の決定によるものでございます。

次の48ページ、3款1項社会福祉費7,497万8,000円の減額は、1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金や4目重度障がい者医療費から7目未熟児養育医療費までの各医療扶助費、8目介護保険事業費の福岡県介護保険広域連合負担金、また、13目低所得者給付・定額減税一体支援事業費の決定及び決定見込みによる減額計上でございます。

次の50ページ、2項児童福祉費6,682万3,000円減額の主なものは、1目児童福祉総務費の就学前教育・保育施設整備交付金1,719万4,000円の減額計上、こちらは、私立認定こども園整備事業の一部が次年度、あるいは7年度に繰り延べされたことによるもの、こちらとか2目児童措置費決算見込みにより、児童手当を3,900万円減額計上しております。

次の51ページ、4項同和対策費56万7,000円の減額は、2目人権センター運営費の決算見込みによるものでございます。

次に52ページ、4款1項保健衛生費575万円の減額は、3目環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び4目健康づくり推進費の出産・子育て応援交付金の決算見込みによる減額計上でございます。

次に54ページ、6款1項農業費525万円の減額は、4目農業振興費の新規就農者育成総合対策事業費補助金の決定によるもの、次の55ページ、2項林業費18万7,000円の追加は、1目林業総務費の森林環境整備基金積立金の計上でございます。

次に56ページ、7款1項商工費50万円の減額は、2目商工振興費の小規模事業者経営改善資金融資利子補給補助金の皆減によるものでございます。

次に57ページ、8款1項土木管理費127万円の減額は、1目土木総務費の木造戸建住宅耐震改修促進事業補助金の皆減等によるものでございます。

59ページ、3項都市計画費344万7,000円の減額は、主に2目街路事業費の道路後退用地取得に係る測量委託料等の皆減によるもの、次の60ページ、4項住宅費1,003万7,000円の減額は、主に2目住宅建設費の土師団地解体事業費の決定によるものでございます。

次に62ページ、10款4項桂川中学校費119万2,000円の減額、次の63ページ、6項学校給食費21万4,000円の減額は、それぞれ照明機器等LED整備費の決定によるも

の、次の64ページ、7項社会教育費366万5,000円の減額は、4目文化財保護費のうち、町内遺跡発掘調査事業分を、令和6年度実績なしのため皆減しております。

65ページ、11款2項農林水産業施設災害復旧費368万2,000円の減額、及び66ページ、3項公共土木施設災害復旧費76万7,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。59ページ、2目のところで301万5,000円の減額計上がなされています。この場所をすいません、私よく覚えていないのでお願いします。説明してください。場所はどこですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 51ページ、8款3項1目ですか。すいません。

○議長（林 英明君） 59ページでしょうか。59ページです。街路事業費、いいですか。小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） この59ページの8款3項2目の街路事業費につきましては、今年度は該当する事業がございませんでしたので、全額落としております。よろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 街路、土地購入費としているけど、いや、買うつもりだったってどこの土地ということではないということですか。

○議長（林 英明君） 土地購入費の50万の分ですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） 場所は限定されていなかったわけですね。はい、分かりました。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第6号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第12．承認第7号

○議長（林 英明君） 承認第7号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 承認第7号について御説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いします。

本承認は、令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、タブレットフォルダ③令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）をお願いします。

補正予算書の2ページをお願いします。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,166万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,396万2,000円にするものでございます。

7ページをお願いします。歳入でございます。

1 款県支出金 1 項 1 目住宅新築資金等貸付事業県補助金 1,857万6,000円の増加は、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金によるものでございます。

8ページをお願いします。

2 款事業収入 1 項 1 目住宅改修資金貸付金元利収入 41万円の増額、1 項 2 目住宅新築資金貸付金元利収入 178万9,000円の増額、3 目宅地取得資金貸付金元利収入 90万3,000円の増額です。

9 ページ、2 項 1 目県住宅改修資金貸付金元利収入 1 万 2,000 円の減額でお願いしております。

歳入の主なものは、11名の債権の整理を行い、うち4名分の住宅新築資金償還推進助成事業の補助金によるものと、それぞれの貸付金償還見込みによるものでございます。

10 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 2,166万6,000円の増額は、賠償金 120万円の減額及び一般会計への繰出金 2,286万6,000円の増額です。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） お尋ねします。10 ページ、21 節で120 万の賠償金ってあり

ますけれど、この賠償金というのがよく分からないから、この説明、内容はどんなものなんか、お金を払うのが払わなくてよくなったのかな、何かよく分からないから、その説明をお願いします。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 賠償金についてですけど、これは訴訟供託金ということで、予算を60万円掛ける2件分を当初予算組んでいましたけど、不動産競売申立予納金などがなかったため、120万円の減額をしているということです。

○議長（林 英明君） よろしいですか、吉川議員。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 少し教えてください。この不納欠損に伴う県からの補助という形だろうと思う。ひょっとしたら間違うとるか分かりませんが、この制度は最初からありましたかね。ごく最近できた、それともこれ具体的に言ったら不納欠損しましたと。例えば今言いましたよね。それに対して県あたりから補助金が、そういうふうに私受け取ったんです。違っていたらごめんなさいね。それであればよ、あればこの制度がいつから、この制度が取り組まれてあるのかですね、あまり私記憶がないもんですから、もしよかったら教えて。もし分からなかったら、総務委員会のほうで御審議されると思います。そのときに調べていただいて、その中でこういうことですよということで通知していただければありがたいと思います。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 今回不納欠損ということで、債権の放棄なんですけど、これは債権管理条例の第9条第1項及び4号、6号等を適用して、債権の放棄をさせていただいております。今回、そういう内容の下で整理をする中で、今回の償還推進助成事業の補助金に載せることが4件できましたので、その分について今回予算計上をさせてもらって、一般会計のほうにも繰り入れというような形になつとるということになります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私が聞いている部分は、その分は分かるんですけども、この制度、こういう制度はもともとありましたかということと、例えば不納欠損を落とすのにもこういう制度があれば、不納欠損に落としやすい部分も出てくるんだろうと思いますけれども、その制度自体がいつから、もともとからありましたよとかね、そういうことを教えてくださいということで、私の質問内容と古野課長が答えられている分は、ちょっと意図とするとこが違うんですね。だから、今答えてまた違う答えをいただいても、私のほうから再度ちょっと時間がかかりますんで、そこら辺はきちっと精査されて報告していただいて、その内容を後からでもきちっと教えていただければ、別にこの制度自体に問題があるとか、どういうことを言うわけじゃないんでね、そこら辺のところをきちっと整理していただきたいということを申し上げております。よろしい

ですか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） どうもすいません。国の支援制度ということで、住宅新築資金貸付事業制度要綱等が昭和60年4月に提示されて、そういう資料が手元にありましたので、後でまた詳しい内容については御報告させてもらえるような形でよろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 50年とか言ったら、その制度前々からあったんですねちゅう、それは活用していなかったんですねとか、活用していたんですねとかいう話になるから、きちっと整理してね、そこはもう端的にここで答えるんじゃないくして、余裕を与えとるでしょ、審議できること。それはきちっと酌んで正確な答えを持って来んといかんと思いますよ。町長、どう思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 議員御指摘のとおりです。ちょっと担当課長取り違いをしているようですから、また精査をした上で報告できるようにしたいと思います。

○議員（9番 原中 政廣君） はい、了解です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第7号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第13. 承認第8号

○議長（林 英明君） 承認第8号令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書34ページ、承認第8号令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

理由といたしまして、土地取得特別会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル④令和6年度土地取得特別会計3月専決予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1万9,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。

令和6年度は、財産の取得等がございませんでしたので、歳入の2款1項1目土地開発基金繰入金を1,050万円減額計上、8ページの歳出、2款1項1目公有財産取得事業費を1,050万円減額計上したものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第8号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第14．承認第9号

○議長（林 英明君） 承認第9号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書35ページ、承認第9号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について御説明申し上げます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ⑤補正予算の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億225万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,600万9,000円に定めたものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項1目一般被保険者国民保険税299万7,000円の増額、8ページ、2款1項1目督促手数料2万7,000円の減額、9ページ、4款1項1目保険給付費等交付金1億

9,726万円の減額、6款1項1目一般会計繰入金881万5,000円の減額、11ページ、8款1項1目延滞金84万9,000円の増額は、決算見込みによるものでございます。

13ページをお願いいたします。歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、1億7,672万8,000円の減額、2目一般被保険者療養費345万4,000円の減額、14ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費1,607万8,000円の減額、15ページ、2款4項1目出産一時金150万円の減額、18ページ、4款2項1目特定健康診査等事業費449万6,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第9号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第15. 承認第10号

○議長（林 英明君） 承認第10号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 承認第10号について御説明申し上げます。

議案書36ページをお願いいたします。

本承認は、令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において、補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。予算書フォルダ内の⑥令和6年度水道事業会計3月専決予算書（第1号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、収入におきまして6万4,000円を減額し、補正後の額を2億1,858万7,000円に定め、支出におきましては、269万5,000円増額し、補正後の額を2億6,973万2,000円に定めようとするもの

でございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益2項営業外収益6目他会計補助金6万4,000円の減額は、一昨年に発生した笹尾一区の大雨による水道管災害復旧修繕の水道施設災害復旧補助金の減によるものでございます。

次に、支出の1款水道事業費用1項営業費用269万3,000円の増額は、2目配水及び給水費は、配水管等修繕材料費として23万2,000円の増額、5目減価償却費は23万8,000円の増額、1節の有形固定資産においては、浄水場ポンプ等の購入として226万円の増額、2節の無形固定資産においては、水利権の7万8,000円の増額、6目資産減耗費は、機械及び装置除却費として12万3,000円の増額、2項営業外費用3目雑支出2,000円の増額は、消費税仕入控除額によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、お尋ねします。この収益的収入及び支出においては、収入と支出を差し引くとマイナスになっていますということは、これは赤字ということなんですかね。よく分からないんですけど。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） そうですね、一般会計と違いまして、収入と支出というのは、公営企業に関しては同じにはならないんですね。当初予算よりこういうちょっと開きがありまして、支出のほうが大きかったです。それで、補正をいたしましたけれども、実質予算上は赤字ということになっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） また課長のところに後で聞きに行きますので、すいません、分かるように教えてください。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第10号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 16. 議案第 21 号

○議長（林 英明君） 議案第 21 号桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書 37 ページをお願いいたします。

議案第 21 号桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

38 ページから 46 ページに条例案、47 ページから 56 ページに新旧対照表を掲載しております。

条例の改正内容は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者、すなわち住民登録はされていないが、事務処理上個人の情報を登録しておく必要がある者の登録管理を行う機能が設けられることとなったため、個人番号の独自利用を行う事務として、住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものでございます。

また、別表第 2 の表記方法についても改正しております。

48 ページの新旧対照表をお願いいたします。

別表第 2 右欄の本町が保有し利用する特定個人情報は、現行では連続する文章として表記しておりますが、分かりやすくするため、特定個人情報の種別ごとに区切って表記するように改めております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 21 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 17. 議案第 22 号

○議長（林 英明君） 議案第 22 号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案第 22 号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書 57 ページをお開きください。

本件につきましては、町営土師団地の住戸を解体したことに伴い、桂川町営住宅条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものです。

次の 58 ページをお開きください。

桂川町営住宅条例の中の別表第 1 を、次のように改めるとしております。改正前に記載しておりました「土師団地」を表中から削除しております。

60 ページをお開きください。新旧対照表でございます。

右側の欄であります旧表の上から 2 行目までの「土師団地」を削除しております。

62 ページをお開きください。

中段の共同施設であります「土師団地集会所」においても解体しましたので、削除しております。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 22 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 18. 議案第 23 号

○議長（林 英明君） 議案第 23 号令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 63 ページ、議案第 23 号令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

本議案は、令和7年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル⑦令和7年度一般会計6月補正予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,921万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,179万4,000円に定めようとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

まず追加としまして、災害復旧事業債70万円の追加、また、変更としまして、脱炭素化推進事業債の起債限度額を910万円から3,100万円に変更、以上の補正を行うものでございます。

次に、9ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税5,011万7,000円の追加は、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に10ページ、15款1項3目災害復旧費国庫負担金177万4,000円の追加は、令和5年度発生 of 町道笹尾2号線道路災害復旧事業に係る過年度分公共土木施設災害復旧費国庫負担金を追加計上しております。

次の11ページ、2項1目総務費国庫補助金6,827万3,000円の追加は、国の低所得者給付・定額減税一体支援事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上、2目民生費国庫補助金1,100万円の追加は、子ども・子育て支援金制度の創設による同支援金の賦課・徴収に係る電算システム改修に対する子ども・子育て支援納付金徴収事業費国庫補助金の追加計上でございます。

次に12ページ、16款2項9目災害復旧費県補助金198万9,000円の追加は、令和6年度発生 of チサノキ水路災害復旧事業に係る過年度分農林水産業施設災害復旧費県補助金の追加計上でございます。

次に13ページ、17款2項1目不動産売払収入653万9,000円の減額は、本年度当初予算に計上しておりました旭ヶ丘団地、最後の1区画分を令和6年度末に分譲しましたので、これを皆減するものでございます。

14ページ、22款1項5目教育債2,190万円の追加は、桂川東小学校に係る高効率照明機器整備事業債の追加計上、6目災害復旧事業債70万円の追加は、令和5年度発生 of 町道笹尾2号線道路災害復旧事業に係る公共土木施設補助災害復旧事業債の追加計上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。１５ページをお開きください。

２款総務費１項１目一般管理費９９万円の追加は、公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う町関係条例の整備に係る例規整備支援業務委託料の追加計上、９目電算管理費１,６２８万円の追加は、……。

○議長（林 英明君） ちょっと待って。このまま最後までいきますので、よろしくお願いします。

○企画財政課長（小平 知仁君） 使用料、電算システム標準化関連で国からの通知により、当初予算から増額となりましたガバメントクラウド利用料の追加計上でございます。

次に１６ページ、３款民生費１項１目社会福祉総務費７７０万円の追加は、歳入側で述べました子ども・子育て支援納付金徴収事業費国庫補助金の国保特会分をトンネルで繰り出す国民健康保険特別会計繰出金の追加計上、３目老人福祉費３３０万円の追加は、同じく後期特会分をトンネルで繰り出す後期高齢者医療特別会計繰出金の追加計上、１３目低所得者給付・定額減税一体支援事業費６,８２７万３,０００円の追加は、令和６年度に定額減税しきれなかった方への定額減税不足額給付金及び給付事務費の追加計上でございます。

次の１７ページ、４項２目人権センター運営費２４２万３,０００円の追加は、短時間勤務会計年度任用職員１名分の人権費と備品購入費、ＡＥＤ購入費を追加計上しております。

次の１８ページ、４款衛生費１項２目予防費２,１９６万８,０００円の追加は、コロナワクチン接種委託料の追加計上でございます。

次の１９ページ、８款土木費３項３目公園費５９万４,０００円の追加は、備品購入費、ＡＥＤ購入費の追加計上でございます。

次に２０ページ、１０款教育費２項１目桂川小学校の学校管理費２２万円の追加は、備品購入費、図書室用カラープリンター購入費の追加計上、２１ページ、３項１目桂川東小学校の学校管理費２,４４６万８,０００円の追加は、照明機器等ＬＥＤ更新工事費と備品購入費、図書室用カラープリンター購入費の追加計上、次の２２ページ、４項１目桂川中学校の学校管理費９３万５,０００円の追加は、修繕料、エレベータードアコントロール基盤修繕費と備品購入費、図書室用カラープリンター購入費の追加計上、次の２３ページ、７項６目王塚装飾古墳館費１６０万９,０００円の追加は、短時間勤務会計年度任用職員１名の人件費と備品購入費、ＡＥＤ購入費の追加計上、７目図書館費５９万４,０００円の追加は、備品購入費、ＡＥＤ購入費の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） お尋ねします。この案件にはＡＥＤの計上が幾つも上がっております。その中で、１９ページに同じように備品購入費として５９万４，０００円が上がっておりますが、その仕分け項目として公園費にその備品購入費として上がっている。ＡＥＤというのは、何かこの心臓のあれでしょう。学校にするんだったら学校やけど、公園に何でよく分からないから、何で仕分け先が公園なのかをお願いします。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） ゆのうら体験の杜の施設、あそこに配備するものでございます。都市公園の一部の施設になりますので、一応公園費というところで計上しております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） ごめんなさいね。よく聞き取りにくいので、じゃあまた後で小平課長のところに聞きに行きます。

○議長（林 英明君） ほかに質疑はありませんか。下川議員。

○議員（２番 下川 康弘君） すいません、このＡＥＤの予算ですけれども、５９万となっておりますが、これは１台ですかね。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） はい、１台当たりの単価でございます。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（２番 下川 康弘君） 以前購入したときは三十何万だったという記憶があるんですが、５年ぐらい前ですかね、やっぱり値上がりということでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 物価高騰の値上がりというものもございますが、機器のほうが進化をしております、今度から購入するものにつきましては、オートショックといって職員等がボタンを押すのではなく、テープというか、あれを貼ってあと自動解析して必要であれば、機械が自動的にＡＥＤを起動させるというものを購入するような形になっておりますので、それで予算のほうが上がっております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（２番 下川 康弘君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 公的な施設に幾つか今買っているんですが、全部そろったという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 今回の予算措置で全て配備できると認識しております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第24号

○議長（林 英明君） 議案第24号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書64ページをお願いいたします。

議案第24号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ⑧補正予算で御説明いたします。

補正予算書2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ796万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,925万2,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目県支出金特別交付金26万2,000円の増額は、高額療養費制度の基準見直し対応に伴う国保システム改修に係る交付金によるものでございます。

8ページ、6款1項1目繰入金770万円の増額は、子ども・子育て支援制度の円滑な施行に向けた国保システム改修に係る一般会計からの繰入金によるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費796万2,000円の増額は、高額療養費制度の基準見直し対応や、子ども・子育て支援制度の円滑な施行に向けた国保システム改修に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第25号

○議長（林 英明君） 議案第25号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書65ページをお願いいたします。

議案第25号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ⑨補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,654万5,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

2款1項3目繰入金330万円の増額は、子ども・子育て支援制度の円滑な施行に向けた後期高齢者システムの改修に係る繰入金によるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款2項1目徴収費330万円の増額は、子ども・子育て支援制度の円滑な施行に向けた後期高齢者システム改修に伴うものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第 2 1. 報告第 1 号

○議長（林 英明君） 報告第 1 号令和 6 年度桂川町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 6 6 ページ、報告第 1 号令和 6 年度桂川町一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、別紙関係書類をもって御報告するものでございます。

次の 6 7 ページをお開きください。令和 6 年度桂川町一般会計継続費繰越計算書でございます。

2 款 1 項総務管理費の町誌編さん事業につきまして、令和 6 年度継続費予算現額 4 3 5 万 6, 0 0 0 円から令和 6 年度支出済額 4 2 4 万 7, 1 0 0 円を差し引きました残額 1 0 万 8, 9 0 0 円を、令和 7 年度に通次繰り越ししております。なお、その財源内訳は全額繰越金となっております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。報告第 1 号令和 6 年度桂川町一般会計継続費繰越計算書についてを終わります。

日程第 2 2. 報告第 2 号

○議長（林 英明君） 報告第 2 号令和 6 年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 6 8 ページ、報告第 2 号令和 6 年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙関係書類をもって御報告するものでございます。

次の 6 9 ページをお開きください。令和 6 年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

3 款 1 項社会福祉費の低所得世帯給付・不足額給付一体支援事業、同 2 項児童福祉費の保育所等給食支援事業、保育所等物価高騰対策事業及び町立認定こども園整備事業、1 0 款 7 項社会教育費の王塚装飾古墳館空調設備更新事業、以上の 5 事業につきまして、繰越限度額合計 7, 2 3 8 万 2, 0 0 0 円のうち、6, 5 5 8 万 1, 7 6 5 円を令和 7 年度に明許繰越しております。

す。

その財源内訳は、国県支出金 1,081 万 765 円、一般財源 5,477 万 1,000 円となっております。

以上、簡略な御説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。報告第 2 号令和 6 年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後 0 時 15 分散会
